

(庶ろ一〇六)

平成二七年七月三〇日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 香川 徹也

最高裁判所事務総局広報課長 氏本 厚司

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年6月から裁判員制度施行から5周年を迎えての裁判員制度広報を実施していただきましたが、この1年間の実施状況について別紙第1のとおり、出前講義で得られた参加者の声を抜粋したものについて別紙第2のとおりまとめたので、お知らせします。

ところで、裁判員制度広報の実施状況についてみると、参加者から裁判員制度に対する様々な不安についての質問が多く出され、その不安が出前講義に参加したことにより解消ないし緩和されたといった声などがみられます。

特に、裁判員経験者を介した出前講義では、参加者から、「裁判と聞くと抵抗があったが、裁判員経験者の『やってよかった』という声を聞き、やる気が出た」、「他人の人生をきめなければならないということは、怖いことだと思った。しかし、裁判員経験者のやってよかったという声を聞き、選ばれた際はやってみようという気持ちになった」、「講義の間に、裁判員経験者との対談を数回はさむ形式は、飽きなくて、よかった」などの声も出ており、出前講義に裁判員経験者が加わることで、裁判官や裁判所職員だけの出前講義では得られない積極的な広報効果が得られたと考えられます。

上記のようなこの1年間の裁判員制度広報の成果を踏まえ、今後も、裁判員制度

広報につきましては、別紙第3の裁判員制度広報の実施要領を参考に、貴庁の実情に応じた広報活動を実施していただくようお願いいたします。

もとより、裁判員制度広報の活動は、広く裁判所の行う広報活動の一環として行われるものですので、可能な限り、平成27年7月13日付け最高裁判所事務総局広報課長、同審議官事務連絡「裁判所の広報活動の充実のための方策等について」に記載されている工夫例等を参考にすることが相当と思われませんが、この裁判員制度広報の目的等に照らすと、引き続き、裁判員裁判を経験した裁判官を講師とすることや、出前講義を実施する場合には、各庁の実情に応じて、可能な範囲で裁判員経験者に参加していただく形式とするなどの工夫をお願いいたします。 敬 具

裁判員制度施行から5周年を迎えての裁判員制度広報の実施状況
(平成26年6月～平成27年5月)

実施件数	138 件
参加延べ人数	10521 人
参加人数の分布	
1名以上10名未満	5 件 (4 %)
10名以上50名未満	89 件 (64 %)
50名以上100名未満	26 件 (19 %)
100名以上	18 件 (13 %)
裁判官(所長を除く)を派遣した出前講義の数	127 件
裁判員等経験者の参加した出前講義の数	29 件
うち裁判官派遣あり	29 件
うち裁判官派遣なし	0 件
参加者の所属団体	
事業関係 (民間企業, 病院・介護施設, 官公庁, 商工会議所, 事業者団体など)	67 件 (49 %)
教育関係 (中・高・大学生, 教職員, 父兄など)	41 件 (30 %)
その他 (一般公募, ロータリークラブ, 民生委員等, 各種クラブ・サークル・教養講座など)	30 件 (22 %)
実施形態	
講義方式	118 件 (86 %)
座談会方式 (講義方式と合わせた場合を含む。)	16 件 (12 %)
その他 (模擬裁判など。講義方式と合わせた場合を含む。)	4 件 (3 %)

参加者の声

- ・以下は、各庁からの報告中「参加者の声」として記載されていたもののうち、出前講義の結果、参加者が抱いていた不安や疑問が解消された、裁判員制度に対する理解がより深まったといった広報活動の効果についての代表例である。
- ・複数の項目に該当するものについては、主な内容の項目に分類している。

1 裁判員に選ばれた場合、人を裁くことに対する不安について

- ・量刑を決めることに不安があったが、裁判官が同様の事件などでの量刑に関する資料を参考に説明してくれることや、それぞれ自分の考えを述べれば良いということを知って不安がなくなった。
- ・人の人生を決めてしまったり、自分の1票で判決が変わってしまうと思うと参加したくないと思う。しかし参加することは人生の中で良い経験になるかもしれないという気持ちも出てきた。

2 裁判員に選ばれた場合、自分の見識で職務を行うことができるか、法律用語等がわかるかどうかという不安について

- ・裁判員にわかりやすく説明してくれることや、審理が思っていたより難しくなことがわかったので、もし自分が今後裁判員に選ばれたときは、不安無く参加できると思った。
- ・司法の役割について裁判官から直接話を聞くことができたのは、非常に新鮮であった。その中で、裁判員が常識をもって判断すればよいということも心強く感じた。

3 裁判員に選ばれた場合、長期間拘束されることになるのではないかと、仕事の調整を行うことはできるのかという不安について

- ・裁判員として審理に立ち会う日は、一日中法廷に入ったままで、精神的、肉体

的に体がもつか不安があったが、適度な休憩時間が入ることを聞いて安心した。

- ・ 裁判員裁判に参加したくないと思っていたが、それは仕事などを休んで行くのが負担に感じると思ったからであり、今回の講義を聴いて、様々な配慮がされてることを知り、少し考えが変わった。

4 辞退事由について

- ・ 辞退できる機会が何度かあること、その際に正直に事情を申し出てくれれば、真摯に検討していると聞いて安心した。
- ・ 裁判員になると現場が困るという事情があれば、それを説明する機会があり、説明すれば、辞退理由として認められるかどうかを判断されるということは分かった。

5 裁判員に選ばれた場合の精神的負担やメンタル面に対する対応について

- ・ 遺体のカラー写真など刺激の強い証拠物については見たくないと思っていたが（複数有り）、裁判官から、裁判員の精神的負担を軽減するための具体例（傷口の写真をイラストにする等）についての説明を受け、安心した。
- ・ 私自身、くよくよ悩んでしまいメンタル的に弱いと思っているので、裁判員に選任された場合、果たして自分に勤まるのかという不安が頭をよぎったが、裁判員裁判の手続の流れや、精神的負担への配慮の話聞いて、少しは不安が和らいだ。

6 守秘義務について

- ・ 裁判員を経験した知人から裁判に参加したという話を聞いたとき、「裁判員の守秘義務」について関心を持ったが、今回の講義を受けてその内容を十分に理解することができた。
- ・ 評議の中で出た意見等を秘密として守れば、公開の法廷でのやりとりは話せる

と聞いて、守秘義務の範囲が想像していたものより狭いと感じた。

- ・職業柄、守秘の重要性について認識していたが、裁判員の守秘義務には今後の評議の自由闊達性の確保という趣旨が含まれていることからより一層重要であると感じている。義務の外延をきちんと説明してもらっているので負担には感じない。当然のことと思っている。

7 出前講義に参加した裁判員経験者の経験談について

- ・「人生観が変わった」という裁判員経験者の声を知って、自分も経験してみたいと感じた。
- ・裁判員になったら、時間も拘束されるし、精神的にも負担が大きいと思っていたが、裁判員経験者の話を実際に聞くと、ケアがかなりされているようなので少し安心した。
- ・実際に裁判員経験者が体験したことを聞くことができ、評議の雰囲気をも具体的にイメージすることができた。

8 その他

(1) 裁判員制度に関することについて

- ・裁判員はボランティアだと思っていたが、日当や交通費が出ることに驚いた。
- ・裁判員と裁判官の意見が食い違うことがあるのか、あるとすれば、どうするのか不安があったが、裁判官や裁判員一人一人が意見を出し合い、評議を重ねてまとめていくことを聞いて安心した。
- ・被告人が後々裁判員に嫌がらせをしないかという不安があったが、裁判員のプライバシーは守られているという説明を受け、不安が和らいだ。

(2) 裁判員制度以外について

- ・裁判官と間近で接するのは初めての経験で、想像していたイメージとは異なり、とても気さくな方でびっくりした。出前講義をもっと実施していただい

て、より多くの方々がこのような体験ができればよいと感じた。

裁判員制度広報の実施要領

1 広報の目的

裁判員制度の施行からの蓄積を踏まえ、裁判員裁判の運用の現状と改善への取組状況を出前講義などの手段で改めて広報することで、裁判員制度に関する正確な情報を国民に周知することを目的とする。

2 広報の内容

- (1) 裁判員裁判の進行については、選任手続、審理、評議、判決の一般的な流れと、その中で裁判員が果たす役割等について、具体的なイメージを持ってもらえるようにする。
- (2) 裁判員裁判の運用状況については、裁判員裁判に関する講師の具体的な経験や基礎的なデータ等を用いるなどして、一般的な裁判員裁判がどのように運用されているかについての正確な情報を伝えるとともに、各庁において裁判員等に実感を持って不安なく審理および評議に参加してもらうために取り組んでいる内容（争点中心の審理、人証化、評議における裁判官の説明のあり方、裁判員への精神的負担への配慮等）や、アンケートや意見交換会からうかがわれる裁判員経験者の声についても積極的に紹介するなど、これまでの経験、実績をも適宜活用しながら、国民の真摯な協力のもと、制度運営が比較的順調に推移していることを理解してもらう。
- (3) その他、先方のニーズに合わせて、適宜、裁判員制度以外のテーマを含めて取り扱うことも差し支えない。

3 広報の方法

- (1) 広報の形式については、各庁の実情に応じてどのような形式によるのがふさわしいかを検討してもらうことで差し支えないが、具体的には従前の出前講義の実施状況に応じて以下のような形式が考えられる。

ア 出前講義を積極的に実施している庁については、その枠組みを利用する。

イ 出前講義の実施回数が少ない庁についてはその規模の拡大を、出前講義を

実施していない庁については新規に実施することを検討する。

この場合に、裁判員経験者に対して出前講義の趣旨などを説明して働きかけ、当該経験者の所属する会社や自治体などの団体やサークルなどのグループ等（以下「所属先等」という。）へ出前講義に出向くといった形式も考えられる。

また、そのような裁判員経験者を介した出前講義においては、本人の同意があり、かつ状況が許せば、裁判員経験者とやり取りをしながら講義を進めるという形式が考えられるところ、このような方法をとることにより、より広報内容に厚みを持たせることができると考えられる。

ウ 出前講義に赴く裁判官等の職員の負担の関係で出前講義の実施が困難な庁については、負担を軽減した方法（法廷傍聴のために来庁した方々に対し、期日後に時間の許す限りで説明を行うなど。）を検討する。

- (2) 出前講義は、国民の意識や理解に触れる絶好の機会でもある。したがって、出前講義を実施する際には、例えば、裁判員制度に対する印象や裁判員裁判への参加意欲について、また、それらが制度施行当初と比較して変化したかなどについて参加者の生の声を聴く機会としても活用することが望ましい。裁判員経験者を介した出前講義においては、裁判員経験者とのやり取りの中で、まず裁判員経験者に話を伺い、引き続いて参加者にも発言を求めるなど、参加者が意見を述べやすいよう工夫し、できるだけ多くの声を集めるようにする。

4 募集方式

募集方式については、各庁の実情に応じて個別に検討して差し支えないが、具体的には、次のような方式によることが考えられる。

- (1) 実施する裁判員裁判において、裁判員経験者に対し、出前講義についてその趣旨などを説明し、同経験者の所属先等にも出前講義に出向くことができる旨を働きかける。
- (2) 各地の裁判所のウェブサイトに掲載する。

(3) 裁判所から、都道府県の関連団体、教育委員会、商工会議所、地元有力企業、ロータリークラブなどの公的又は民間団体に売り込みを行う。裁判員制度実施前に行った調査の際のコンタクトポイントを活用することも考えられる。

5 派遣職員

裁判員経験者を介した出前講義については、裁判員裁判を経験した裁判官（現在、裁判員裁判実施庁の刑事部に所属している者に限る必要はない。以下同じ。）とすることが望ましい。

その他の広報形式については、各庁の実情により人選を行って差し支えないが、できる限り裁判員裁判を経験した裁判官が関わることを望ましい。

6 経費

出前講義に裁判員経験者が参加する場合の謝金の支払等は想定していない。

7 その他

上記のほか、裁判員制度広報の実施に当たっては、可能な限り、平成27年7月13日付け最高裁判所事務総局広報課長、同審議官事務連絡「裁判所の広報活動の充実のための方策等について」に記載された工夫例等を参考にして行う。